審決

訂正２０１６－３９０１４７

フランス国 パリ ルー ミシェル アンジュ ３
請求人　　セントル ナショナル デ ラ ルシュルシュ サイエンティフィーク（シーエヌアールエス）

茨城県土浦市卸町１－１－１関鉄つくばビル６階 シンフォニア知的財産事務所
代理人弁理士　　清水 初志

フランス国 ニース アベニュー バルローズ ２８ グランド シャトー パーク バルローズ
請求人　　ユニベルシテ ド ニース ソフィア―アンティポリス

茨城県土浦市卸町１－１－１関鉄つくばビル６階 シンフォニア知的財産事務所
代理人弁理士　　清水 初志

特許第５７６６１１５号に関する訂正審判事件について、次のとおり審決する。

結　論

特許第５７６６１１５号の明細書及び特許請求の範囲を本件審判請求書に添付された訂正明細書及び訂正特許請求の範囲のとおり訂正することを認める。

理　由

第１　手続の経緯

特許第５７６６１１５号は、平成２１年６月２３日（パリ条約による優先権主張外国庁受理２００８年６月２３日　フランス）を国際出願日として出願され、その請求項１～７に係る発明について平成２７年６月２６日に特許権の設定登録がされたものであり、その後、平成２８年１１月７日に本件の訂正審判が請求されたものである。

第２　請求の趣旨および訂正の内容

本件審判の請求の趣旨は、特許第５７６６１１５号の明細書、特許請求の範囲を本件審判請求書に添付された訂正明細書、訂正特許請求の範囲のとおりに訂正することを認める、との審決を求めるものであって、その訂正の内容は、下記訂正事項１、２のとおりである。

１．訂正事項１

特許請求の範囲の請求項１に「ヒト脂肪組織からの多能性成人幹細胞（hMADS細胞）」と記載されているのを、「ヒト多能性脂肪由来幹細胞（hMADS細胞）」に訂正する（請求項１を引用する請求項２～７も同様に訂正する）。

２．訂正事項２

明細書の段落【００１３】、【００２５】、【００５３】にそれぞれ、「ヒト脂肪組織からの多能性成人幹細胞（hMADS細胞）」、「ヒト脂肪組織から生じた多能性成人幹細胞（hMADS細胞）」、「ヒト脂肪組織からの多能性成人幹細胞（hMADS細胞）」と記載されているのを、「ヒト多能性脂肪由来幹細胞（hMADS細胞）」に訂正する。

第３　当審の判断
（１）訂正の目的について
　本件明細書には、「hMADS細胞」という用語が、「ヒト多能性脂肪由来幹細胞」を意味するという記載と、「ヒト脂肪組織からの多能性成人幹細胞」を意味するという記載が混在しており、該「hMADS細胞」という用語の意味が不明確になっている。
　ここで、本件明細書の段落【００５５】には、略語の正式名称が列記されており、「略語：hMADS細胞（「ヒト多能性脂肪由来幹細胞」）」と記載されている。また、段落【００１０】には、「間葉幹細胞（ヒト多能性脂肪由来幹細胞、またはhMADS細胞）」と記載されている。これらの記載は、「hMADS細胞」が「ヒト多能性脂肪由来幹細胞」を意味するものであることを示していると認められる。
　また、実施例においては、hMADS細胞として、「５歳のドナー」由来の脂肪組織から確立されたhMADS-2株が用いられており（【００５６】）、このことからも、「hMADS細胞」という記載における「A」が、「adult（成人）」を意味するものではなく、「adipose（脂肪）」を意味するものであることが推認できる。
　このことは、実施例の「I. 材料および方法」に、「細胞培養：調製ならびにhMADS細胞の多能性および自己再生の特徴付けは記述されている（Rodriguez, A.M., et al., Biochem Biophys Res Commun, 2004. 315(2): p. 255-63；Rodriguez, A.M., et al., J Exp Med, 2005. 201(9): p. 1397-405；Zaragosi, L.E. et al., Stem Cells, 2006. 24(11): p. 2412-9；Elabd, C, et al., Biochem Biophys Res Commun, 2007. 361(2): p. 342-8）。」と記載されており（【００５６】）、これらの論文には、「hMADS細胞」として、「infants（乳幼児）」（Rodriguez, A.M., et al., Biochem Biophys Res Commun, 2004. 315(2): p. 255-63のMaterials and methods）、「5-year-old male donor（５歳の男のドナー）」（Rodriguez, A.M., et al., J Exp Med, 2005. 201(9): p. 1397-405のMaterials and methods）、「5-year-old male donor（５歳の男のドナー）」または「4-month-old male donor（４ヶ月の男のドナー）」（Zaragosi, L.E. et al., Stem Cells, 2006. 24(11): p. 2412-9のMATERIALS AND METHODS）、または、「young donors（若いドナー）」（Elabd, C, et al., Biochem Biophys Res Commun, 2007. 361(2): p. 342-8）由来の脂肪組織から確立された株を用いたことが記載されていることからも明らかである。
　そうすると、請求項１および段落【００１３】、【００５３】における「hMADS細胞」という記載は、「ヒト脂肪組織からの多能性成人幹細胞」ではなく、「ヒト多能性脂肪由来幹細胞」を意味しているものと認められる。また、段落【００２５】における「hMADS細胞」という記載についても同様に、「ヒト脂肪組織から生じた多能性成人幹細胞」ではなく、「ヒト多能性脂肪由来幹細胞」を意味しているものと認められる。
　したがって、「ヒト脂肪組織からの多能性成人幹細胞（hMADS細胞）」および「ヒト脂肪組織から生じた多能性成人幹細胞（hMADS細胞）」という記載を「ヒト多能性脂肪由来幹細胞（hMADS細胞）」と訂正する訂正事項１、２は、特許法第１２６条第１項ただし書第３号に規定する「明瞭でない記載の釈明」を目的とするものである。

（２）願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内の訂正であること
　訂正事項１、２は、特許明細書の【００５５】の「略語：hMADS細胞（「ヒト多能性脂肪由来幹細胞」）」、【００１０】の「間葉幹細胞（ヒト多能性脂肪由来幹細胞、またはhMADS細胞）」という記載に基づくものであるから、訂正事項１、２は、「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」に記載した事項の範囲内の訂正であり、特許法第１２６条第５項に適合する。

（３）実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更する訂正ではないこと
　上記（１）の理由から明らかなように、訂正事項１、２は、明瞭でない記載を訂正するためのものであるから、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものには該当せず、特許法第１２６条第６項に適合する。

（４）独立して特許を受けることができるものであること

訂正後の特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができないとする理由を発見しないので、特許法第１２６条第７項に適合する。

第４　むすび

したがって、本件訂正審判の請求は、特許法第１２６条第１項ただし書第３号に規定する事項を目的とし、かつ、同条第５項ないし第７項の規定に適合するものである。

よって、結論のとおりに審決する。

平成２８年１２月２０日

審判長　特許庁審判官　田村 明照
特許庁審判官　長井 啓子
特許庁審判官　松田 芳子

〔審決分類〕Ｐ１４１　．８５３－Ｙ　（Ｃ１２Ｎ）

審判長	特許庁審判官	田村　明照	8412
	特許庁審判官	長井　啓子	9123
	特許庁審判官	松田　芳子	3126